

バーゼル法の政省令の改正事項について

平成30年7月

目次

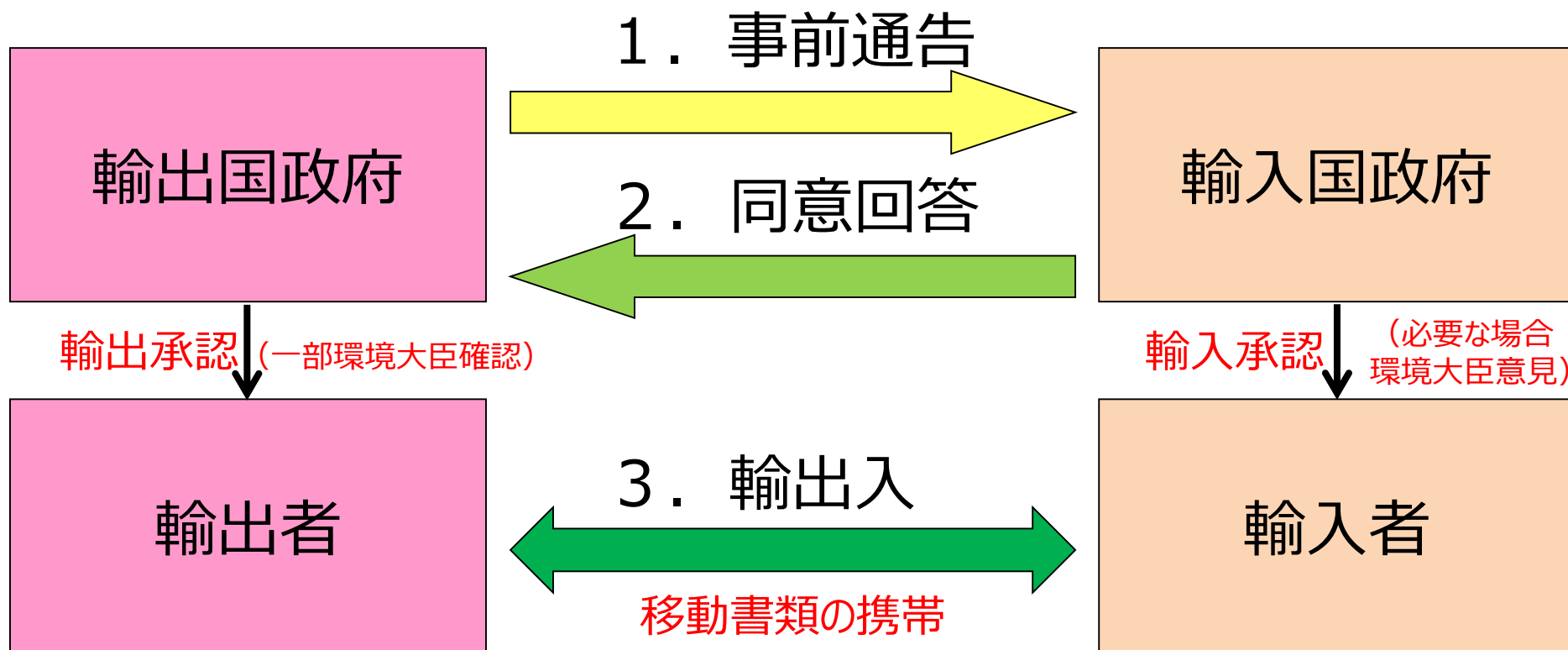
- 1. バーゼル法の改正の全体の背景**
- 2. 改正バーゼル法に伴う省令等の改正事項**
 - (1) 特定有害廃棄物等の範囲の見直し**
 - (2) 輸出における環境大臣確認事項の明確化**
 - (3) 輸入における手続の簡素化**
 - (4) 再生利用等事業者等の認定制度について**
- 3. 今後のスケジュールについて**

1. バーゼル法の改正の全体の背景

1. バゼル法の概要

- バゼル条約は、越境移動を伴う有害廃棄物（廃電子基板、使用済鉛蓄電池等）等が環境上適正に管理されることを目的とし、有害廃棄物等の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付け。
- バゼル法はバゼル条約の国内担保法**（経産省と環境省の共管）として、外為法に基づく輸出入承認（途上国輸出等は加えて環境大臣確認等）、移動書類の携帯等の義務を規定。

＜バゼル手続のイメージ＞

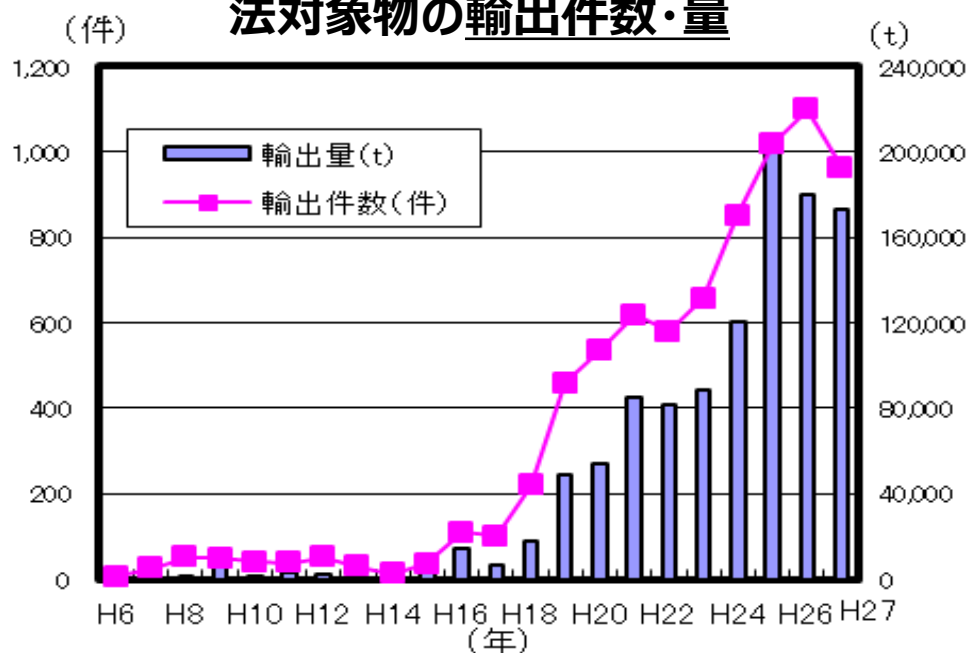


※ 事前通告と同意回答は条約に基づく政府間の義務、赤字は我が国バゼル法に基づく事業者の義務。

2. 法改正の背景

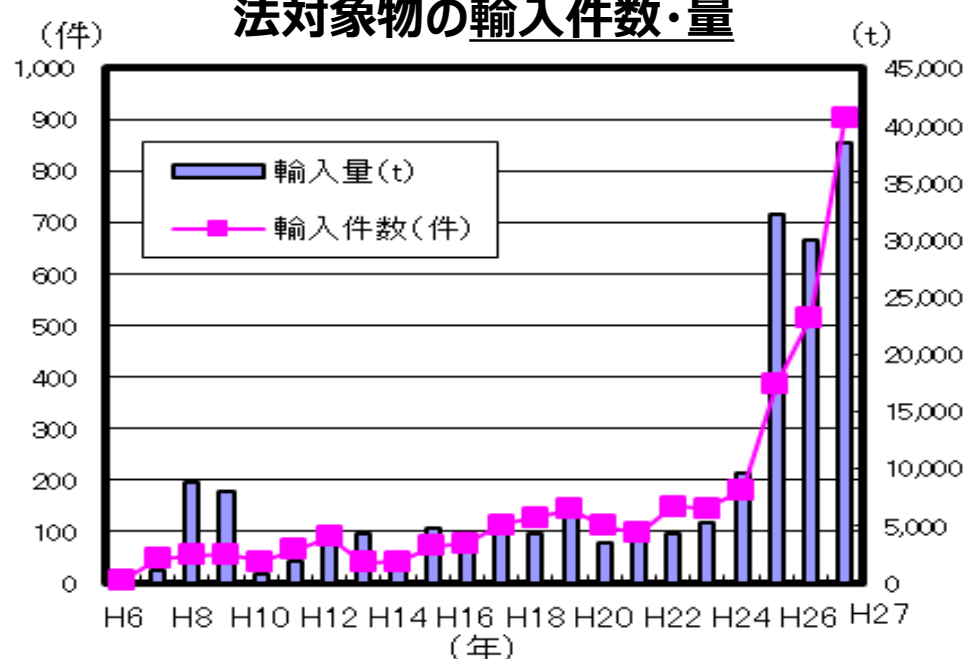
- 平成4年の法制定から約25年が経過し、近年、リサイクル目的での廃電子基板や使用済鉛蓄電池の取引が世界的に増大。我が国でも、平成6年当時と比べ、輸出入件数は大幅増。
- 輸出では、①雑品スクラップの不適正輸出や②輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加や③使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生。
- 輸入では、廃電子基板等の有用な金属を含む二次資源について、欧州連合等との国際的な獲得競争が激化。事業者からは、④輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべきとの要望がある。
- 「日本再興戦略2016」においても、平成28年度中の検討と早期に必要な措置の実施が求められている。
- 中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議において、バーゼル法の見直しの基本的な考え方として、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図ることが提言された。

法対象物の輸出件数・量



（主な輸出品目：使用済鉛蓄電池）

法対象物の輸入件数・量



（主な輸入品目：廃電子基板、電気炉ダスト）⁴

2. 改正バーゼル法に伴う省令等の改正事項

(1) 特定有害廃棄物等の範囲の見直し

バーゼル法改正事項 1：規制対象物の範囲の明確化

→雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

【現状・課題】

- 有害物を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる雑品スクラップ）で、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【法改正事項】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を**法的に明確化**。（法第2条第1項第1号イ）
* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】

バーゼル法省令における雑品スクラップ対策の方向性

- 規制対象物の中でこれまで判断が困難であったものを省令に明記し、これらを輸出又は輸入しようとする者は、原則としてバーゼル法に基づく手続きを経ることが必要とする。ただし、輸出者が自ら分析等を行い、すべての物品が濃度基準以下であることを客観的に証明することができる場合には、手続きを経なくとも輸出することができるものとする。
- 規制対象物として省令に明記したものを混合物の一部として含むものについては、これらを除去しない限り、混合物総体として特定有害廃棄物等に該当する旨を規定する。
- 規制対象物として省令に明記するものは、雑品スクラップに混入されることが多い、使用済家電製品（家電リサイクル法の対象4品目、小型家電リサイクル法の対象28品目）とする。これは、改正廃棄物処理法における「有害使用済機器」の範囲と同一であり、これにより廃棄物処理法との一体的な措置を図る。
- これに加え、現場での迅速な判断等の観点から、上記 2つのリサイクル法の対象機器と同種の業務用機器、給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）、冷却用コンプレッサー（黒モーター）を規制対象物として省令に明記する。
- また、電池及び廃電子基板の取り扱いについては、現行のサービス告示においても「分別されていない電池」「電気部品又は電子部品のくず」と記載されていたところであるが、これらが雑品スクラップ等の混合物の中に混入した場合についての取り扱いが必ずしも明確でなかったことから、混合物に混入した電池や廃電子基板等について、明確に規制対象となるよう、これを省令等で明確化する。
- 法の施行状況等を踏まえながら、必要に応じて適切な見直しを行う。

バーゼル法省令における明確化する規制対象物

1. ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）のもの及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
6. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具
7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く）
8. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具
9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
10. パーソナルコンピューター
11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
12. プリンターその他の印刷装置
13. ディスプレイその他の表示装置
14. 電子書籍端末
15. 電動ミシン
16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
19. 電動式吸入器その他の医療用電機械器具
20. フィルムカメラ
21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3. の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）
22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1. のユニット型エアコンディショナーを除く）
23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4. の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
26. 電気マッサージ器
27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
30. 電子時計及び電気時計
31. 電子楽器及び電気楽器
32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
33. 給湯器
34. 配電盤
35. 無停電電源装置（UPS）
36. 冷却用コンプレッサー（黒モーター）

バーゼル法改正事項 2：輸出先国で有害廃棄物とされている物を規制対象へ追加 →輸出貨物のシップバック通報の予防

【現状・課題】

- バーゼル条約上の規制対象物については、締約国間で解釈に多少の差異が存在。
- 我が国バーゼル法では規制対象ではないとして輸出した貨物について、相手国では条約上の規制対象であるとして我が国への返送（シップバック）を求める通報を受ける事例が増加（香港向けの中古電気電子機器等）。

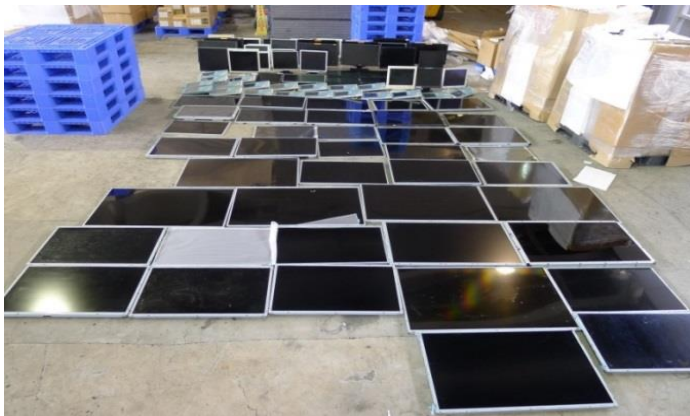


繰り返されるシップバック通報の予防

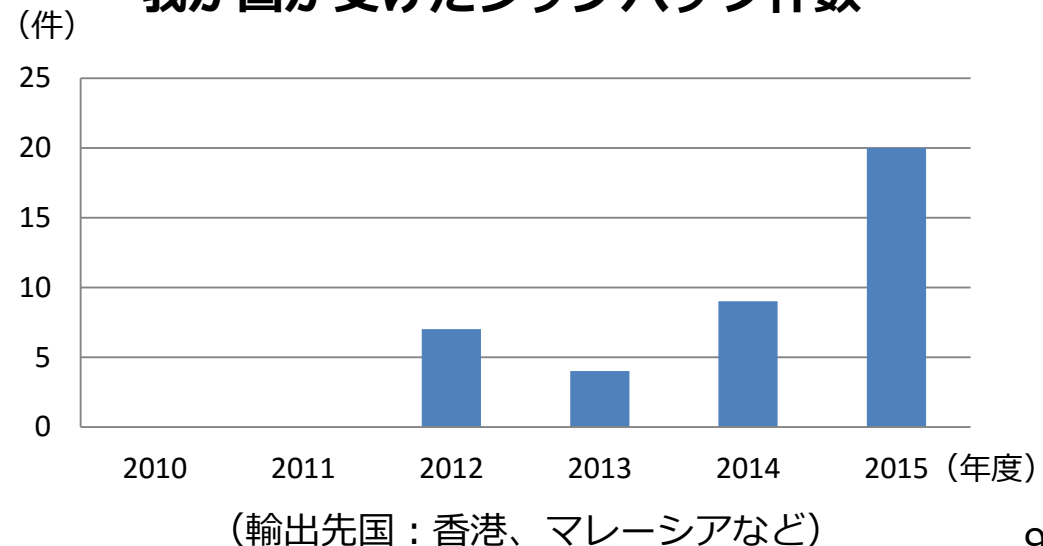
【法改正事項】

- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、特定有害廃棄物等（規制対象物）に追加し、**輸出承認を要件化**。（法第2条第1項第1号木）

香港からのシップバック事例（液晶パネル）



我が国が受けたシップバック件数



- 本規定は、我が国が規定している条約上の有害廃棄物と輸出先国が規定する有害廃棄物が一致せず、シップバックになる場合について、必要に応じて、環境省令で定めるべきもの。
- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を環境省令で定めることとするが、全ての輸出先国について確認することは困難であることから、以下の3つの条件に合致するものについて、環境省令で定める。
 - ① 我が国へのシップバックの通報が繰り返し発生するなど、国際的な問題に発展する可能性があること。
 - ② 我が国と輸出先国が規定する有害廃棄物の定義が一致していないなど、我が国よりも輸出先国の規定がより厳しい規定となっていること。
 - ③ 輸出先国の規定が明確であること。
- 上記の方向性に従い、香港において有害廃棄物とされるモニターについて規定することとし、その他の国については今後必要性が生じた際に、随時検討する。

1. 改正バーゼル法に伴う省令等の改正事項

(2) 輸出における環境大臣確認の明確化

バーゼル法改正事項 3 : 輸出承認手続時の、環境大臣による確認事項を明確化 →明確な事項に基づき、環境汚染防止措置のよりの確な審査を実施

【現状・課題】

- 環境大臣は、輸出承認前に、途上国の輸出先の環境汚染防止措置を確認しているが、その確認事項は、法律上明確化されていない。（先進国向けの輸出については、環境大臣の確認対象となっていない）
- 近年、韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出が増加している中、平成28年6月、韓国における使用済鉛蓄電池の不適正処理事案が発生。輸出先で環境上適正な措置がなされないおそれがある場合は、よりの確な審査を行う必要性が高まっている。

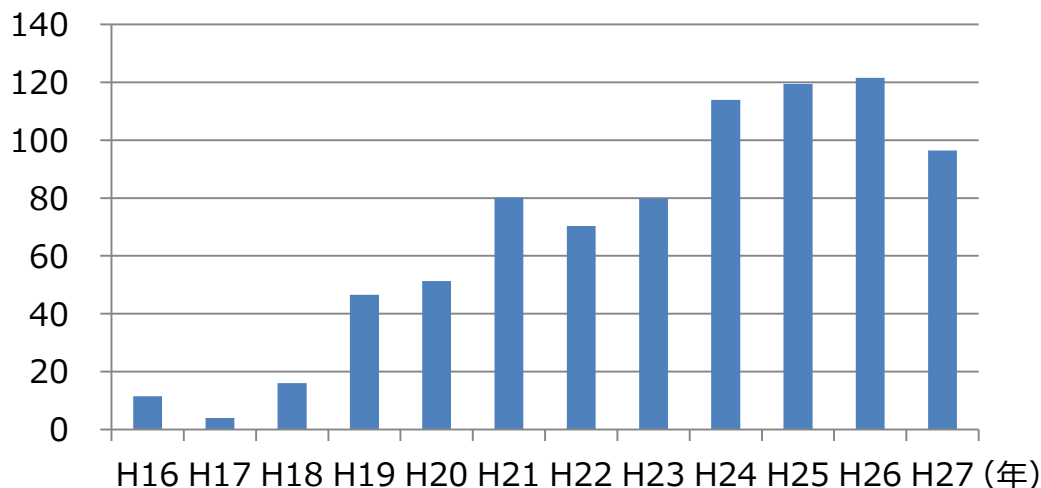


輸出先での環境汚染を予防

【法改正事項】

- 輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による**確認事項を法的に明確化**。（法第4条第3項）
* 使用済鉛蓄電池については別途、省令改正により、先進国向けの輸出であっても環境大臣による確認対象とした。

(千トン) 我が国から韓国への使用済鉛蓄電池の輸出量



環境大臣の確認事項（例）

- 処理施設の構造
 - 環境関連規制の遵守状況
 - 排ガス・排水対策等の環境保全対策 等
- * 以上の確認に当たっては、現地調査等も適宜実施

使用済鉛蓄電池



- 審査基準の明確化に際しては、運搬者及び処分者が相手国内の法令を適正に遵守していることをまず大前提とする。
- 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の処分を環境の汚染を防止する上で適正に完遂することができる経理的な基礎を有していることを確認する。
- 現行の基本的事項告示において、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実であると認められることを審査の基本的な考え方とされているところであり、この考え方を踏襲する。
- 廃棄物処理法においても、輸出に係る廃棄物が我が国における廃棄物処理における処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められることという基準のもとに審査基準が定められており、輸出先国での不適正な処理を防ぐと言う観点では同様であることから、これらと整合性をもった基準とする。

(参考) バーゼル法省令における輸出先での環境汚染防止措置の確認基準

確認基準の概要

基準の趣旨	詳細な判断基準
運搬者及び処分者が輸出先国の環境法令を適正に順守していること。	● 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行うに際して輸出先国で必要な許可等を受けていること。 ● 運搬者及び処分者が輸出先国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。 ● 過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。
運搬者及び処分者が輸出される特定有害廃棄物等の運搬、処分を環境の汚染を防止する上で適正に実施するために必要な経理的基礎を有すること。	● 特定有害廃棄物等の処分を行う施設が、特定有害廃棄物等の性状及び量に応じて環境の汚染を防止する上で適正に処分を行うために必要な経理的基礎を有していること。
特定有害廃棄物等の運搬及び処分が我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を下回らないこと。	● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分の一連の過程において必要な飛散流出防止対策がなされていること。 ● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分の一連の過程において、環境の保全上問題となる程度に騒音、振動、悪臭を発生しないこと。 ● 処分を行う施設の処理能力が、輸出される特定有害廃棄物等の量に対して、十分な能力を有していること。 ● 処分を行う施設が、輸出される特定有害廃棄物等の処分を行うに際し、我が国において求められる環境の保全上の観点から求められる水準に適合するために必要な構造等を有していること。
バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準を下回らないこと。	● 運搬及び処分が、バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準に適合すると認められること。
特定有害廃棄物等の運搬及び処分の処分に伴い生じる排ガス、排水及び残さの処理が我が国において環境の保全上の観点から求められる水準に適合すること。	● 排ガス、排水及び残さの処理が、我が国において求められる水準と同等以上の水準で行われると認められること
その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていると認められること。

1. 改正バーゼル法に伴う省令等の改正事項

(3) 輸入における手続の簡素化について

バーゼル法改正事項 4：途上国から輸入される、リサイクル等目的での廃電子基板等の除外

→ 我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、全ての国からの比較的有害性の低い廃電子基板等の輸入手続について、通告・同意等が不要。
- 他方、途上国から我が国へ廃電子基板等を輸入する場合はバーゼル法の手続き（通告・同意等）が必要（先進国からは不要）であり、我が国事業者からは、資源獲得競争において、競争上不利になっているとの指摘あり。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



欧州連合との競争上の不利を解消

【法改正事項】

- 比較的有害性の低い廃電子基板等の再生利用（リサイクル）等目的での輸入について、途上国からの輸入についても、バーゼル法の規制対象から除き、**通告・同意や輸入承認等を不要**とする（先進国からは現行でも不要）。（法第2条第1項第1号イ）

* 有害性の低くないものは引き続き規制対象とする。併せて廃棄物処理法を改正し、有害使用済機器の国内管理を強化。

輸入ニーズが高い廃電子基板等の 電子部品スクラップ



（金、銀などの金属を含む）

- 比較的有害性が低いとされる廃電子基板等の輸入については、バーゼル法の省令において 規制対象物から除く こと。

1. 改正バーゼル法に伴う省令等の改正事項

(4) 再生利用等事業者等の認定制度について

バーゼル法改正事項5：リサイクル等目的での有害廃棄物等の輸入に係る認定制度を創設 →我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、比較的有害性の高い物（電気炉ダスト、金属汚泥等）の輸入についても、規制を緩和。
- 具体的には、特定の回収施設でリサイクル等を行う場合、最大3年間の包括的な輸入同意を与え、
手続を簡素化する特例を措置。他方、我が国では同様の特例を導入していない。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



日本のリサイクル技術活用を促進

【法改正事項】

- 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設。比較的有害性の高い特定有害廃棄物等（規制対象物）の再生利用等目的での輸入について、認定輸入事業者が輸入を行う際の輸入承認を不要とする。（法第8条第1項、第14条から第16条まで）

（参考）有害廃棄物等をリサイクルできる主な非鉄金属（銅、鉛、亜鉛）製錬所

銅製錬所	： 7 箇所	（廃電子基板を処理）
鉛製錬所	： 6 箇所	（使用済鉛蓄電池を処理）※
亜鉛製錬所	： 5 箇所	（電気炉ダスト等を処理）

（出典：日本鉱業協会の情報）

※鉛については、上記以外に、使用済鉛蓄電池をリサイクルする鉛二次精錬事業者が9社存在。

バーゼル法省令における再生利用等目的輸入事業者

・再生利用等事業者の認定制度及び認定の方向性

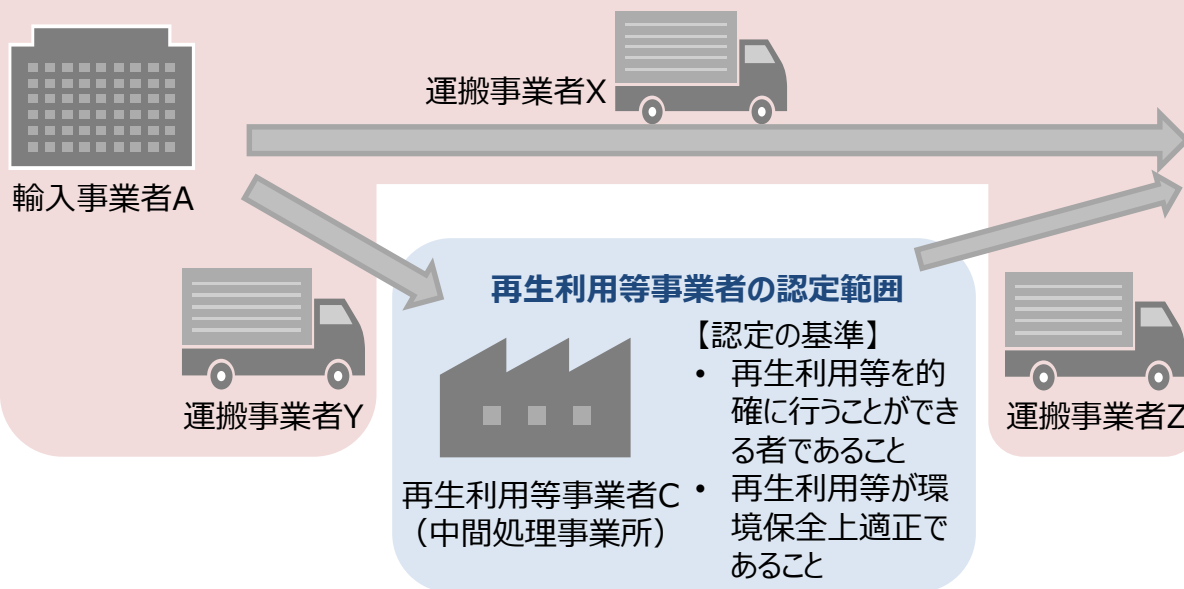
- 認定制度における輸入が外為法の輸入承認を受ける義務の対象外となることを踏まえ、国内での特定有害廃棄物等の運搬及び再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障なく実施されることを認定制度の基準において確保することを基本とする。
- 再生利用等目的輸入事業者が適切に特定有害廃棄物等の輸入を実施しているかどうか確認するという観点から、毎年の定期報告を義務付ける。
- 認定の有効期間は5年間とする。

認定範囲の図

再生利用等目的輸入事業者の認定範囲

【認定の基準】

- ・ 認定を受けた再生利用等事業者に向けた輸入であること
- ・ 輸入を的確に行うことができる者であること
- ・ 運搬が環境保全上適正であること



再生利用等事業者の認定範囲

【認定の基準】

- ・ 再生利用等を的確に行うことができる者であること
- ・ 再生利用等が環境保全上適正であること

再生利用等事業者B
(製錬所等)

(参考) 再生利用等目的輸入事業者の認定基準

認定基準の概要

認定の要件 (法第14条第1項)	認定基準
第1号 当該輸入の目的が、次条第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。	輸入の目的が、認定再生利用等事業者が行う当該認定に係る再生利用等であること。
第2号 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として <u>経済産業省令、環境省令で定める基準</u> に適合する者であること。	- 特定有害廃棄物等の輸入を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 - 特定有害廃棄物等の輸入を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 - 廃棄物処理法等の生活環境の保全を目的とする法令に違反し処分を受けなくなった日から5年を経過しない者等であること。
第3号 当該輸入及び次条第1項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして <u>経済産業省令、環境省令で定める基準</u> に適合すること。	- 運搬の際に特定有害廃棄物等が飛散・流出しない措置をとること。 - 生活環境の保全上の支障が生じないように措置を講ずること。 - 保管場所の周囲に囲い（構造上安全であるもの）が設けられていること。 - 保管場所から特定有害廃棄物等が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散しないような措置をとること。 - その他環境保全上必要な措置をとること。
	国内諸法令の許可を受けていること。

(参考) 再生利用等事業者の認定基準と提出書類

認定基準の概要

認定の要件 (法第15条第1項)	認定基準
第1号 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として <u>経済産業省令、環境省令で定める基準</u> に適合する者であること。	・ 特定有害廃棄物等の再生利用等を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ・ 特定有害廃棄物等の再生利用等を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 ・ 自ら再生利用等を行う者であること。 ・ 廃棄物処理法等の生活環境の保全を目的とする法令に違反し処分を受けなくなった日から5年を経過しない者等であること。
第2号 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして <u>経済産業省令、環境省令で定める基準</u> に適合すること。	・ 再生利用等を行う施設が構造耐力上安全であること。 ・ 再生利用等に伴い生ずる排ガス及び排水、使用する薬剤等による腐食を防止する措置をとること。 ・ 特定有害廃棄物等の飛散、流出、悪臭発散を防止するための構造又は設備を設けること。 ・ 再生利用等に伴い生ずる排ガス、排水、残さを生活環境保全上支障なく処理することができること。 ・ 特定有害廃棄物等の受入設備及び貯留設備が、処理能力に応じ十分な容量を有すること。 ・ 保管場所に周囲に囲いが設けられていること。 ・ その他環境保全上必要な措置をとること。
	・ 国内諸法令の許可を受けていること。

3. 今後のスケジュールについて

平成29年 6月	改正バーゼル法公布
-------------	-----------

平成30年 1月	バーゼル法政令公布
～8月頃	省令・告示等の公布
8月～9月	全国各地で説明会
10月1日	改正バーゼル法施行